

＜個別案件確認表（東京都）＞

東京都担当確認年月日 平成 30 年 11 月 28 日

東京都作業部会確認年月日 定額未満

(契約変更に伴う再確認年月日 令和 2 年 3 月 25 日)

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 青海アーバンスポーツパーク クライミングウォール整備工事

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	本工事は、仮設等のインフラ整備であり、都が経費を負担する理由がある。また、負担額については平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものである。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	経費分担にかかわらず、仮設オーバーレイ整備については、組織委員会が担うこととなっており、本工事は、仮設オーバーレイ整備であるため、組織委員会が一括して執行することが効率的かつ効果的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本工事は、リード、ボルダリング及びスピードの 3 種目のスポーツクライミング競技を実施する上で必要なウォールの整備を行うものである。整備の内容や機能は、IF 要件を満足する必要最小限のものである。 【令和 2 年 3 月 24 日、契約変更確認】 内容・機能は、IF との協議、関係官公庁からの指導等を踏まえた必要最小限のものであることを確認した。
	効率性	工事費は、都の工事積算標準に準じて、複数社見積りを徴収するとともに、市場価格に精通したコンサルタントの査定を受け、算出されており妥当である。また、トラス構造の製造実績を要件とし発注することにより、品質の確保と着実な工事の実施を担保している。 【令和 2 年 3 月 24 日、契約変更確認】 規模は、IF との協議、関係官公庁からの指導等を踏まえた必要最小限のものであることを確認した。また、単価は、市場価格に精通したコンサルタントの査定を受けたものであることを確認した。

	納 得 性	<p>発注図書は、関係F A及びI Fとの協議結果に基づき作成されており、妥当である。また、積算についても都の基準、単価に準じて算出されており、妥当である。</p> <p>【令和2年3月24日、契約変更確認】 内容や機能は、IFとの協議、関係官公庁からの指導等を踏まえた必要最小限のものであることを確認した。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>本工事は、仮設オーバーレイ整備であるため、公費を負担する対象として、適切なものである。</p> <p>発注総額がV2予算内に収まっていることを確認した。なお、大会後の活用については、引き続き調整が必要。</p> <p>【令和2年3月24日、契約変更確認】 変更額がV4予算内であることを確認した。</p>		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。